

■茅ヶ崎市「住まいの相談窓口」について

1. 目的

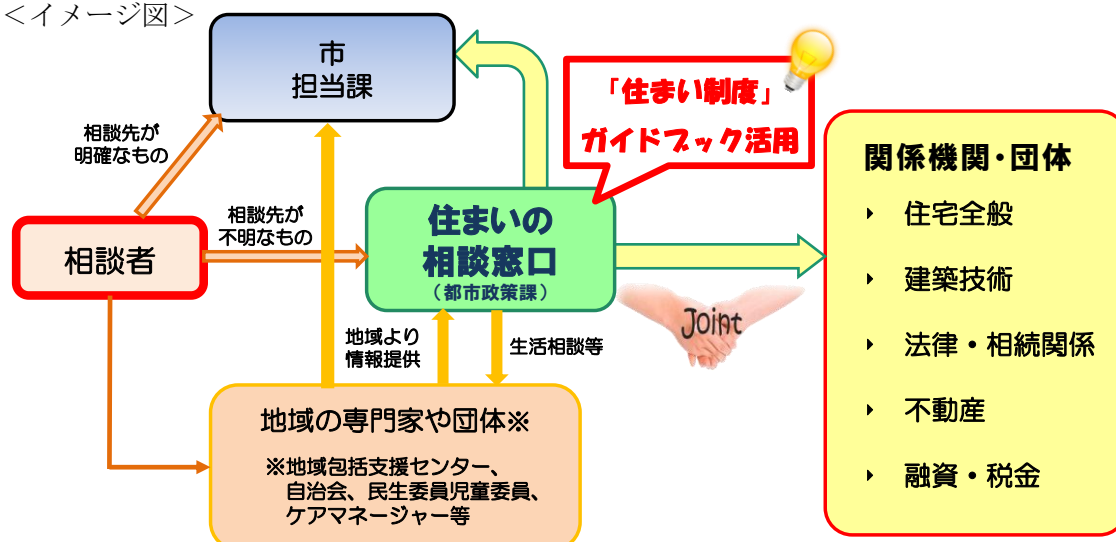
近年、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化に伴い、住まいに関するニーズや悩みも多様化している。それらに対応するため、誰もが気軽に相談できる「住まいの相談窓口」を都市政策課に開設し、少しでも相談者の抱えている多様な悩みの問題解決のサポートを行い、「安心して住み続けられる住まいづくり」を目指す。

2. 役割

「住まいの相談窓口」は、どこに相談したら良いか分からない等の「住まいに関する悩み」を持つ方に対し、相談内容を整理し、適切な担当課や関係機関・団体につなぐ、「住まいのポータルサイト」の役割を担う。

また、必要に応じて関連する様々な制度や支援メニュー等の紹介も行う。

<イメージ図>



3. 関係機関・団体との協定について

相談内容によっては、市では対応困難な事が想定される。そのため、関係機関・団体と「住まいの相談窓口」に関する協定を締結し、問題解決を目指す。

【メリット（市民・市）】相談の早期解決、責任の明確化、安心感 等

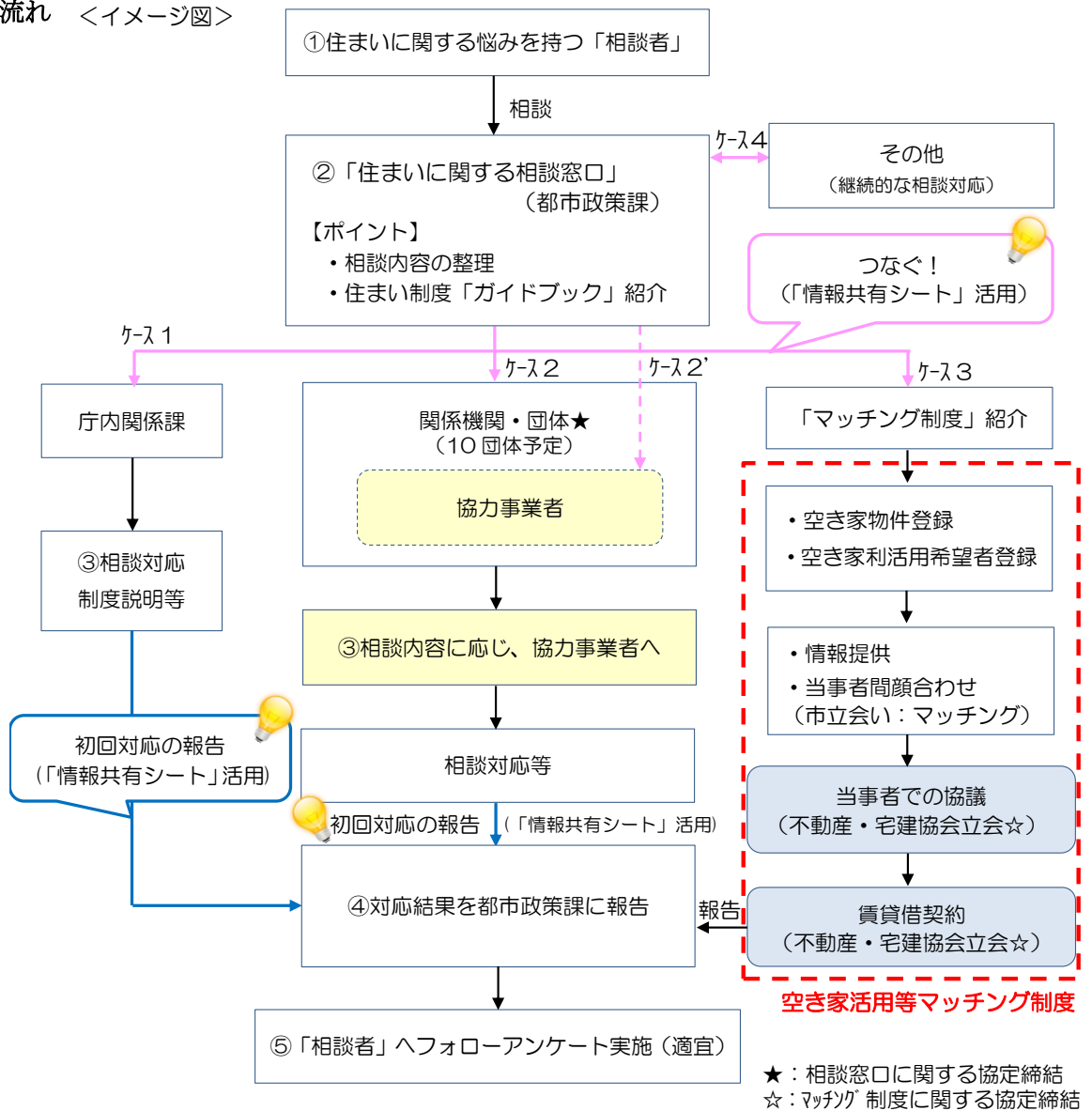
【協定締結団体】9団体（順不同）

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ①（公財）かながわ住まいまちづくり協会 | ⑥建築士事務所協会茅ヶ崎寒川支部 |
| ②（公社）神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部 | ⑦（一社）茅ヶ崎建設業協会 |
| ③（公社）全日本不動産協会神奈川県本部湘南支部 | ⑧（一社）家財整理相談窓口 |
| ④神奈川県弁護士会 | ⑨神奈川県司法書士会湘南支部 |
| ⑤神奈川県土地家屋調査士会湘南第一支部 | |

4. 時期

平成29年1月に「住まいの相談窓口」開設予定

5. 流れ <イメージ図>



① 住まいに関する悩みを持つ相談者

② 「住まいに関する相談窓口」に相談(役割：住まいのポータルサイト)

ケース1 : 住まい制度など庁内の関係課へつなぐ

ケース2 : 外部の協力団体へつなぐ

ケース2' : 協力団体内の協力事業者へ直接つなぐ(協力団体へも情報提供)

ケース3 : 空き家を活用させたい、活用したい相談者には「マッチング制度」を紹介

ケース4 : その他(継続的な相談対応)

③ 「相談者」と関係課、協力団体、協力事業者等とのやりとり

④ 関係課、協力団体、協力事業者から対応の報告

⑤ 「相談者」へフォローアンケートの実施(適宜実施。目的：継続性、質の向上等)